

2023
05
May



CLIENT

No.370



税務トピックス

■親から住宅資金の贈与を受けた場合の 注意点

P1

Q&A ～皆様からのご質問にお答えします～

■棚卸資産の取り扱いについて

P5

税務トピックス

■財産債務調書制度等の見直し

P2

Q&A ～皆様からのご質問にお答えします～

■歯科衛生士の給与の分布について (2022 年最新版)

P6

税務トピックス

■インボイス制度と経費 ～歯科技工所～

P3

弊法人からの連絡事項

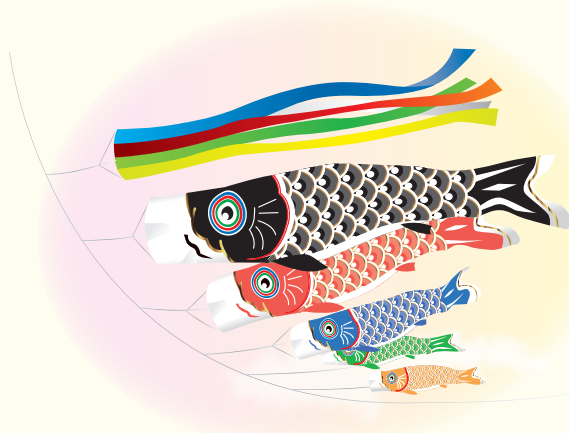
■労働保険申告書作成の申し込み

P7

労務トピックス

■給与のデジタル払いの解禁

P4



CREAS
CORPORATE ADVISERS

家を新築するとき、両親などから資金援助（贈与）を受けることがあります。今回は、住宅資金の贈与を受けた場合の注意点を解説します。

■ 住宅取得資金における贈与税の非課税特例

贈与を受けた場合、通常1年間あたり110万円までなら贈与税は非課税となります。しかし、住宅取得のために親や祖父母などの「直系尊属」からの贈与であれば、一定額まで贈与を受けても贈与税を課されない特例です。

住宅取得資金における贈与税の非課税特例

次の要件を満たす場合は、省エネ等住宅なら1,000万円まで、それ以外の住宅なら500万円までの贈与が非課税となります。（2022年1月1日から2023年12月31日までの贈与）

■ この制度を受けるための要件

* お問合せが多い要件を掲載しております。詳細は国税庁HPをご確認ください。

贈与者	受贈者	贈与財産
父母、祖父母などの直系尊属 ※子や孫の配偶者の両親が贈与する場合、この特例は使えませんが、 養子縁組をしていれば該当 となります。	① 贈与を受ける人の年齢が贈与を受けた年の1月1日現在において18歳以上の子、孫などの直系卑属 ※令和4年3月31日以前の贈与の場合20歳以上。 ② 贈与を受けた年の合計所得金額が2,000万円以下 （合計所得金額1,000万円以下の場合は、床面積40㎡以上50㎡未満の住宅も対象）	① 住宅の新築又は取得、増改築のための資金であること （先行して取得する敷地含む） ② 住宅の増改築の場合は、工事費用が100万円以上 ③ 配偶者、親族などの一定の特別に関係がある人から取得したものでないこと ④ 贈与を受けた年の翌年3月15日までに新築し居住すること （又は居住することが確実なこと）

【この制度を受ける際の注意点】

①. 贈与税が0円でも必ず申告が必要

贈与された金額が非課税額の範囲内だったとしても、申告期限までに必ず贈与税の申告をしなければなりません。

②. 小規模宅地等の特例が使えない

相続が発生した際に自宅を所有している場合「小規模宅地等の特例（家なき子特例）」が使えません。贈与を受ける前にどちらが得になるかを予め考える必要があります。

※「小規模宅地等の特例」の詳細についてはCLIENT2023年2月号をご参照ください。👉



③. 相続トラブル原因となりやすい

相続人に対して生前贈与をした財産は、原則として遺産の前渡しとして扱われます。相続が発生した際は、それを加味して遺産の分け方を考えなければなりません。相続人が複数存在する場合は、特に注意が必要です。

④. 贈与税の基礎控除・相続時精算課税制度の併用可

非課税制度適用後の残額には、暦年課税にあっては基礎控除（110万円）を適用することができます。また、相続時精算課税にあっては特別控除（2,500万円）を適用することができます。なお、相続時精算課税を適用した金額は、贈与者が亡くなった時の相続税の課税価格に加算されます。

◆ ご不明な点等ございましたら、担当者までお問い合わせください。

■ 財産債務調書とは？



確定申告をする必要がある方、または一定の還付申告を行う方を対象に、確定申告書とは別に提出する、財産や債務に関する明細書のようなものです。

下記のいずれにも該当する方が提出の対象となります。 ***令和4年分まで**

- 1) その年の所得の合計が2,000万円を超える方
- 2) その年の12/31時点で財産の合計額が3億円以上の方、または、1億円以上の**国外転出特例財産**をお持ちの方

*** 国外転出特例財産 … 有価証券、未決済信用取引、未決済デリバティブ取引に係る権利等を言います。**

■ 財産債務とはどこまでを指す？

預貯金や自宅、診療所などの土地・建物はもちろん、株等の有価証券や貴金属、事業用に銀行から借りた借入金なども該当します。その他貸付金、まだ回収できていない未収入金なども含みます。



■ 財産債務調書を提出しないとどうなる？

ペナルティー

財産債務調書を期限内に提出しなかった場合、提出はしたが記載が不十分だった場合には、その財産・債務に関して申告漏れが生じたときに該当の財産・債務に係る過少申告加算税等が5%加重されます。

★期限内に提出していれば…

同じように申告漏れがあったとしても、その財産・債務に係る過少申告加算税等は5%軽減されるメリットがあります。



■ 令和6年提出分(令和5年分)からの改正点

1) 提出期限が後倒しされます。

令和4年分までは翌年3月15日が調書の提出期限となっておりましたが**翌年6月30日に変更**となります。

令和5年分の提出期限 → 令和6年6月30日 となります。

詳しくは国税庁HPをご確認ください



2) 財産債務調書の提出義務が拡充されます。

《 改正前 》

以下の①及び②を満たす方

- ①その年分の退職所得を除く各種所得の金額の合計額が2,000万円を超える場合
- ②その年の12月31日において、その合計額が3億円以上の財産又は1億円以上の国外転出特例対象財産(例:有価証券、未決済信用取引)を有する場合

《 改正後 》

改正前の提出義務者(左記の①及び②を満たす方)のほか、以下の方も提出義務者となります。

その年の12月31日において、その合計額が**10億円以上の財産を有する方**

3) 記載を簡略化できる範囲が拡充されます。

①所在別に区分することなく、件数・総額で記載することができる範囲の拡充

家庭用動産
(現金、書画骨とう、美術
工芸品、貴金属類を除く。)

取得価額が**100万円未満**のもの

取得価額が**300万円未満**のもの

②記載を省略できる範囲の拡充

事業用の
未収入金
(受取手形を含む。)

その年の12月31日における価額が**100万円未満**のもの

その年の12月31日における価額が**300万円未満**のもの

借入金
未払金
(支払手形を含む。)
その他の債務

事業又は業務の用に供する・「未払金(支払手形を含む)」・「その他の債務」のうち、その年の12月31日における金額が**100万円未満**のもの

用途を問わず、「借入金」・「未払金(支払手形を含む)」・「その他の債務」のうち、その年の12月31日における金額が300万円未満のもの

昨年よりご案内の通り、消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）がいよいよ10月1日より開始となります。歯科医院・クリニックの先生方には既に「適格請求書発行事業者」への登録有無についてご判断いただき、ご希望の方の登録は完了しています。

インボイス制度の概要

インボイス制度は自由診療をメインに行っている歯科医院・クリニックを中心に、消費税の課税事業者である歯科医院・クリニックに大きく影響があります。申告納税する消費税額の計算を単純化すると、**「預かり消費税(売上) - 支払い消費税(仕入) = 納税額」**ということになります。インボイス制度は、税額の計算上差し引くことの出来る**支払い消費税(仕入)**に係る制度です。

インボイス(適格請求書)の無い仕入は、この**支払い消費税(仕入)**として認められず、消費税の計算上マイナスすることが出来なくなってしまうです。(段階的な救済措置(下図)はあります)

このインボイス(適格請求書)を発行出来るのは「適格請求書発行事業者」のみとなります。

消費税の課税事業者であっても前々期の課税売上高が5000万円以下の期間は、簡易課税制度を選択することができます。簡易課税制度では売上額からみなし仕入率を用いて納税額を計算するため、本制度の施行後も納税額に影響はありません。

仕入税額控除の経過措置 ※要件あり

インボイス制度導入より当面は、インボイス(適格請求書)発行事業者ではない免税事業者等からの仕入れについて、段階的に下記の割合で控除することができます。

2023年10月1日 (インボイス制度導入)	2026年10月1日	2029年10月1日
80%控除可能	50%控除可能	控除できない



歯科技工所

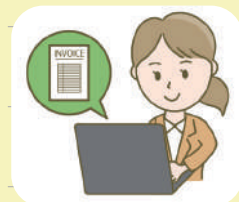
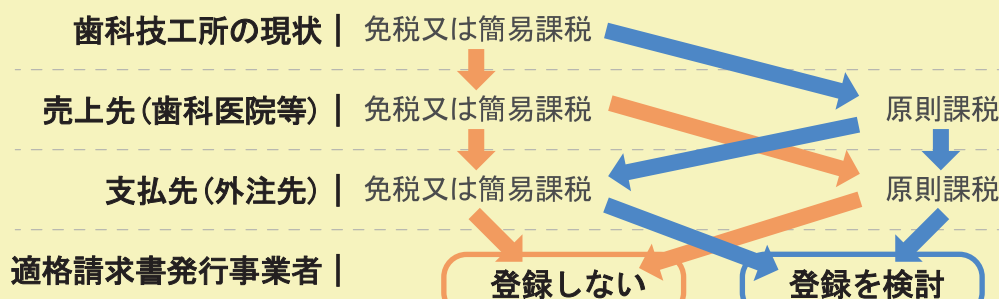
歯科医院・クリニックの大きな仕入先となる歯科技工所の現状はどうでしょうか。

歯科技工所は、免税4割・簡易課税3割・本則課税1割(無回答あり)が混在していると言われています。現時点で免税の技工所は、「適格請求書発行事業者」に登録することで消費税の課税事業者となり納税義務が生じてしまうため、申請しない選択をすることが考えられます。歯科医院・クリニックが原則の課税事業者(簡易ではない)の場合には、上図の通り2029年10月以降には技工所に支払った消費税全額がマイナス計上できなくなってしまうです。

原則の課税事業者である歯科医院・クリニックは、取引先の技工所が「適格請求書発行事業者」に登録したのか又はこれからする意向なのかを確認する必要があります。

現状が免税又は簡易課税事業者である歯科技工所側の選択肢としては、売上先である歯科医院等が原則課税か否かが大きな判断基準となります。

歯科技工所から見たインボイス制度選択制

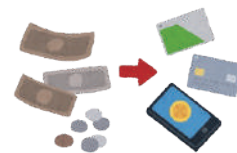


2022年11月に、厚生労働省はデジタル給与の導入に関する労働基準法の改正省令を交付し、2023年4月から施行され、給与のデジタル払いが解禁されました。

今回は、給与のデジタル払いの解禁により、お問合せが多い質問をQ&A形式にてご紹介していきます。

❓ Q.1 給与のデジタル払いは必ず実施しなければなりませんか。

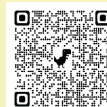
- 👤 A.1 給与のデジタル払いは、支払・受取方法の選択肢の1つです。必ずしも行う必要はなく、また医院・クリニックからスタッフへ強制してはいけません。



❓ Q.2 いつからデジタル払いの支払が可能になるのでしょうか。

- 👤 A.2 2023年4月1日からデジタル払いの取り扱いが可能な資金移動業者の申請・厚生労働省からの指定が始まります。厚生労働省のホームページより登録資金移動業者が確認できます。医院・クリニックで使用する資金移動業者を選定、スタッフへ了承を得るなど細かい取り決めをしたのち、デジタル払いでの支払いが可能となります。このため、もろもろの手続き等で初夏から開始されるイメージです。

詳細は厚生労働省のHPをご確認ください。



❓ Q.3 実際、医院・クリニックではこういった手続きが必要になるのでしょうか。

- 👤 A.3 スタッフの過半数を代表する方とデジタル払いをする内容の労使協定の書面を確認して、確認書類を作成する必要があります。また、その後デジタル払いを希望するスタッフ一人一人と内容を確認して同意書を作成する必要があります。

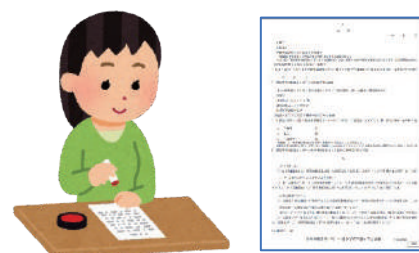
❓ Q.4 スタッフの過半数を代表する方との書面に記載が必須なものは何でしょうか。

- 👤 A.4 労使協定の確認書類には下記の内容を記載する必要があります。
記載内容：①対象となるスタッフの範囲（常勤・非常勤・すべて等）
②対象となる賃金の範囲と金額
③医院・クリニックの取り扱う資金移動業者の範囲
④実施開始時期



❓ Q.5 スタッフ個人との同意書とはどういうものですか。

- 👤 A.5 同意書はデジタル払いを行うための注意事項などが書かれたものになります。厚生労働省のホームページにてひな形が用意されていますので、こちらをご利用ください。



❓ Q.6 様々な手続きが必要となりますが、医院・クリニックにメリットはあるのでしょうか。

- 👤 A.6 導入を検討されている皆さんがメリットとして挙げているのは、銀行振込などで発生する手数料の削減となります。また、短期労働者に対して口座確認をする必要がなくなる点や口座を開設しづらい留学生等を雇いやすくなるというメリットがあげられます。

ニュースなどで度々取り上げられている給与のデジタル払いですが、必ず導入しなければいけないものではありませんが、取り入れることで双方の選択肢が広がります。

ご興味ございましたら、担当者までご連絡ください。

Question

法人決算後にもらう損益計算書の期末棚卸高がマイナスになるのはどのような状況を表していますか。

Answer

法人決算書の損益計算書の**売上原価は、1会計期間の診療で実際に使用した医薬品・材料、歯科技工料や外注検査料**を指します。購入した分、支払った分ではありません。期中、医薬仕入を支払っても使用していなければ経費には計上できないという税務の考え方から、期末に棚卸を行い歯科医院・クリニックに**残っている在庫分**を差し引くという処理をします。そのため、期末棚卸高はマイナスの表示になっています。

損益計算書

新宿歯科医院		自 令和 5年 1月 1日		至 令和 5年12月31日		単位：円	
科 目	当 期	前 期	差 額	対 比			
【売 上 高】	【 45,000,000】	【 49,500,000】	【 △4,500,000】	90.9			
社 保 収 入	13,000,000	13,200,000	△200,000	98.5			
国 保 収 入	14,000,000	14,300,000	△300,000	97.9			
自 費 収 入	18,000,000	22,000,000	△4,000,000	81.8			
【売 上 原 価】	【 1,100,000】	【 850,000】	【 250,000】	129.4			
期 首 棚 卸 高	250,000	100,000	150,000	250.0			
外 注 技 工 料	500,000	500,000		100.0			
医 薬 仕 入	500,000	500,000		100.0			
期 末 棚 卸 高	△150,000	△250,000	100,000	60.0			
売 上 総 利 益	43,900,000	48,650,000	△4,750,000	90.2			

在庫があるのにマイナス？
仕入と在庫が原価じゃないの？



■ 棚卸資産に含めるもの

損益計算書の売上原価の項目で「期首棚卸高」「期末棚卸高」という科目があります。この棚卸高とは棚卸資産のことで、販売や消費目的の医薬仕入のうち、まだ医院・クリニックに残っている在庫現物のことを指します。

また、歯科医院・クリニックの場合は、技工所の預け金属も期末棚卸高に含める必要があります。



損益計算書の売上原価とは

会計期間の診療報酬(売上)に対して使用した経費(仕入)のことを指します。つまり未使用分は翌期に繰り越すため、当期末では差し引きます。

(例) 新宿歯科医院

<令和4年度>

期首棚卸高	10万円
外注技工料	50万円
医薬仕入	50万円
期末棚卸高	△25万円
売上原価	85万円

<令和5年度>

期首棚卸高	25万円
外注技工料	50万円
医薬仕入	50万円
期末棚卸高	△15万円
売上原価	110万円

…… 前年に残った在庫分
 …… 期中1年間の外注技工料
 …… ” で購入した医薬品・材料
 …… 期末に残っている在庫分
 …… 実際に使用した医薬品・材料、外注技工料

弊法人では、期末に棚卸表にて材料の在庫確認を依頼しております。Excelを活用すると、次年度以降に同材料名の入力の省略や合計金額の自動計算により、在庫確認のお手間を軽減することができます。

そのため紙ではなくパソコンを使用したExcelでの入力をおすすめしております。Excelを活用した棚卸表への入力をご希望であれば、担当者までご連絡ください。

Question

新しく歯科衛生士を採用しようと考えております。久々に求人サイトに募集の登録をしたところ、以前より給与の水準が高くなっていて驚きました。現在の歯科衛生士の給与の相場はどのくらいなのでしょう。

Answer

コロナにより一時的に減少しましたが、歯科衛生士の給与は近年増加傾向にあります。現在求人サイトでは27万をスタートとしている歯科医院・クリニックも多く、ある求人サイトでは、東京都23区内の求人数の内、約半数以上が月給27万円以上、4割以上は月給30万円以上という結果となっています。

■ 2022年の歯科衛生士の平均給与

2023年3月に厚生労働省より発表された2022年度の賃金統計によると、全国の歯科衛生士(医院規模が10人～99人)の平均給与は375万円とコロナ禍の2020年の351万円に比べ増加しました。賞与は約9万円減少したのですが、月収は約3万円増加するという結果となっています。2020年は、緊急事態宣言等による行動制限の為、多くの歯科医院・クリニックで稼働が少なくなりましたが、当時はコロナ禍の慰労という名目の賞与を支給する歯科医院・クリニックが多く、その結果が反映されたものと想定されます。

■ 歯科衛生士の給与の分布

単位(円)

都道府県別※100名以上歯科医院含む

都道府県	月給	賞与	年収
茨城県	280,400	481,500	3,846,300
埼玉県	287,300	527,500	3,975,100
千葉県	250,300	431,300	3,434,900
東京都	329,700	721,600	4,678,000
神奈川県	312,300	1,000,200	4,747,800



年齢別 単位(円)

年齢	月給	賞与	年収
20～24歳	247,200	144,500	3,110,900
25～29歳	274,500	476,700	3,770,700
30～34歳	266,800	262,700	3,464,300
35～39歳	302,200	384,300	4,010,700
40～44歳	291,500	389,600	3,887,600
45～49歳	308,700	361,100	4,065,500
50～54歳	313,900	514,600	4,281,400
55～59歳	294,500	615,200	4,149,200
60～64歳	328,500	303,700	4,245,700
65～69歳	279,900	796,700	4,155,500

首都圏の中では神奈川県が年収が一番高い結果でした。年間の賞与が他の県に比べて頭一つ抜けています。

そして、2020年の東京都の平均年収は約392万円、2022年は約470万円と大幅に増加しています。また、茨城県、埼玉県でも年収で10%以上増加しました。

首都圏の中途向けの求人で月給が30万円を超えることは、統計上も現れています。また興味深いデータとしては、年齢別で20代後半の平均月給の伸びが大きい事です。2020年のデータでは、20代後半の平均月給は25万円、30代前半は26万円となっており、若い人材のための賃上げや、医院・クリニックで人材を育てるという傾向かもしれません。

■ 労働保険申告書作成の申し込み及び費用について

5月末から順次、労働局から皆様のお手元に、申告書が届く予定です。

弊法人に作成を依頼される場合は**6月9日（金）**までに、その申告書をお送りください。

2023年度の労働保険年度更新は、7月10日（月）までとなっております。7月10日（月）までの間に前年度の確定保険料、当年度の概算保険料を計算し、申告・納付を行います。労働保険料の算定方法は、2022年4月1日から2023年3月31日までに支払われた賃金総額に、保険料率を乗じた額が保険料となります。詳しくは下記の一覧表をご参照ください。

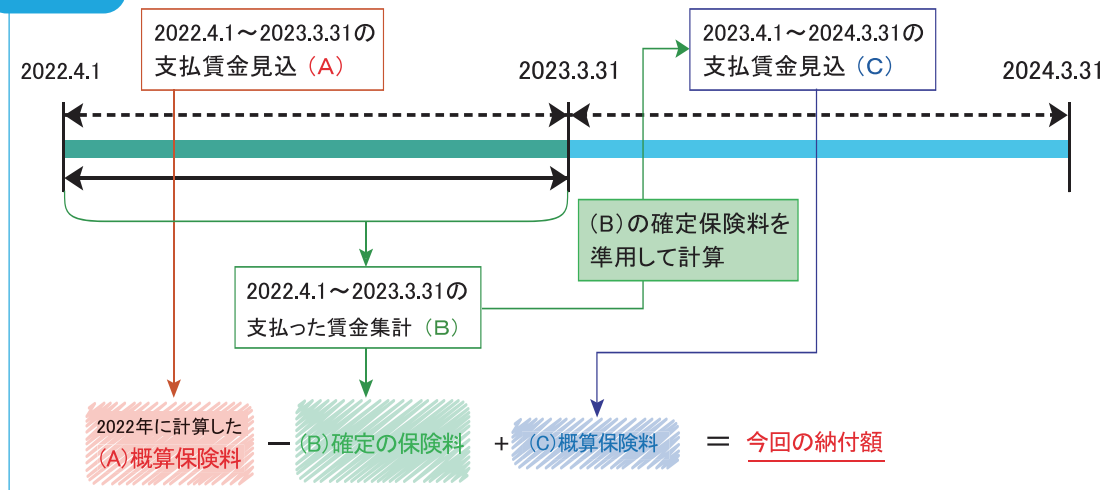
費用一覧		(税込)	
	①	②	③
	弊法人が申告書作成	弊法人が資料作成、労働保険組合等に提出	医院・クリニックが計算、弊法人でチェック
1名	4,290円	4,290円	4,290円
2名			
3名			
4名	5,720円	5,720円	5,720円
5名	7,150円	7,150円	7,150円
1人増ごとに	1,430円	1,430円	1,430円

(注) 人数とは常時使用労働者数（申告書④欄）をいいます。

(注) 別途見積書で料金をお知らせしている場合は、そちらでの請求となります。

※医院・クリニックで計算して申告する場合は、申告期限 7月10日（月）に間に合うようにご準備ください。

計算のしくみ



日本クレアス税理士法人 医療事業部

CLIENT 370 号

■発行日：2023年5月5日

■発行元：日本クレアス税理士法人 医療事業部

■URL：<https://ca-medical.jp>

■お問い合わせ先：電話 03-3593-3237 FAX 03-3593-3245



▼東京本社▼

〒100-6033 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビルディング33階

電話（代表）：03-3593-3235 FAX：03-3593-3246

〈国内〉 東京 / 大阪 / 高崎 / 富山 / 千葉 / 宮崎

日本クレアス税理士法人

日本クレアス社会保険労務士法人

弁護士法人日本クレアス法律事務所

株式会社コーポレート・アドバイザーズ M&A

株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング

株式会社結い財産サポート

日本クレアス行政書士法人